

国際先住民年とアイヌ民族

青木 芳夫*

International Year for the World's Indigenous Peoples and the Ainu

Yoshio Aoki

要 旨

筆者の専門はラテンアメリカ史であるが、近年はエスニック問題や二重言語教育に関心を寄せてきた。その比較のため、日本のアイヌ民族問題について学習するようになった。本稿は、筆者が奈良大学の同和教育で行なった授業内容をもとにしている。

I 国際先住民年

1994年は国際連合が定めた国際家族年であるのに対して、1993年は国際先住民年であった。しかしながら、日本において先住民年に対する関心が高かったとはけっしていえない。たとえば、1993年12月16日の同和教育の授業中に筆者が実施したアンケート（受講生246人）でも以下のような結果であった。

- A 今年が国際先住民年であることを知っていましたか？
イ はい (102人) ロ いいえ (144人)
- B 国際先住民年に関係する行事に参加しましたか？
(a) イ はい (2人) ロ いいえ (244人)
(b) (a)で「はい」と答えた人は、どんな行事に参加しましたか？
(答 国立民族学博物館の鳥居龍蔵展)

つまり、知識としては一応聞いたことがあるにしても、「先住民」問題が今日の世界的な課題であることまでは意識できていないのが現状である。

なお、国立民族学博物館の先住民年記念行事としては鳥居龍蔵展よりも「アイヌモンリ——民族文様から見たアイヌの世界——」という企画展のほうがもっとふさわしい。そのほか、大阪人権歴史資料館主催の展示会「近代日本とアイヌ民族」と講演会、各種地方自治体主催の講演会（たとえば、大阪市成人大学講座「民族問題の現在」や伊丹市の市民講座「先住民族との

出会い」など)、テレビ番組、グアテマラのリゴベルタ・メンチュ(1992年ノーベル平和賞受賞)の訪日と北海道二風谷訪問など、多彩な記念行事が1993年には開催されている。奈良大学においても、筆者が所属するラテン・アメリカ政経学会の第30回年次大会が開催された折、先住民年を記念して記念講演(真島罔弘「チチカカ湖タキーレ島の人々と生活」)や研究報告がもたれた。実は、上述の同和教育には、このときの年次大会の運営を手伝ってくれた学生も何人か受講していた。

しかしながら、日本の人々の関心の低さには無理からぬ点もあった。というのは、厳密に言えば、先住民年を記念する日本政府主催の公式行事はひとつもなかったからである。今や、日本において、先住民問題は非常に微妙な政治的課題のひとつとなってきている。

当初、先住民側の側は、1993年よりも1992年を国際先住民年とするよう、主張していた。なぜなら、1992年は、先住民側から不条理にも諸権利が剝奪される嚆矢となった、コロンブスによるアメリカ「発見」から500年目に当たっていたからである。しかし、この先住民側の側は要求は実現されず、1992年には両アメリカを征服した側のスペインにおいてオリンピックと万国博が開催され、日本でもまたサンタ・マリア号の復元と保存が観光目的で実行されたりした。その代わりといえなくもないが、1992年のノーベル平和賞がグアテマラの先住民運動の指導者のひとり、リゴベルタ・メンチュに授与されている。

また、「先住民」年と呼ぶのか、それとも「先住民側」年と呼ぶのかをめぐって、先住民側の側と先進諸国の側の側の間では、激しい議論があった。英語で表記すれば、indigenous people とするか、indigenous peoples とするか、の対立である。そしてこの対立には、先住民側の自治権までも承認するか否かという、重大かつ最大の論点が内包されている。

以下では日本の、特に北海道を中心とする地域の、先住民側であるアイヌ民族の歴史と現状を簡潔に紹介したい。

II 先住民側の定義

まず、上村英明の諸論考および翻訳[上村 1993b、宮崎 1993]によりながら、国際社会における先住民側の定義の変遷を国際連合下の機関による規定の変遷から見てみよう。

国際労働機関(ILO)第107号条約(1957年)である「独立国における先住民並びに他の種族民及び半種族民の保護と同化に関する条約」(先住民条約)は、同条約の適用対象者を以下のように規定している。

- (a)独立国における種族民又は半種族民で、その社会的及び経済的状態が、その国の共同社会の他の集団が到達している段階より低い段階にあり、かつ、その地位が、自己の慣習もしくはは伝統により特別の法令によって全部又は一部規制されているものの構成員
- (b)独立国における種族民又は半種族民で、征服又は植民の時に当該国又は当該国が地理的に属する地方に居住していた住民の子孫であるため先住民とみなされ、かつ、法律上の地位のいかに問わず、その属する国の制度に従うよりは、征服又は植民の時の社会的、経済的及び文化的制度に従って生活しているものの構成員

また、半種族民について「種族的特性を失う過程にあるが、まだその国の共同社会に同化されていない集団」と規定しているように、同条約の規定にはまだ同化主義的な傾向が残っていた。

しかし、国際連合下のホセ・マルティネス・コーボの主催する国際人権委員会は、1984年、以下のとおり定義している。

「先住民の社会、人民および国民は、彼(女)らの領土に発達した侵略前のまたは植民地

前の社会との歴史的連続性を保ちながら、その領土またはその一部に現在優勢である社会の他の集団から、彼（女）ら自身を明白に異なっていると考える人々である。彼（女）らは、現在、社会の非支配的な集団を形成し、そして、彼（女）固有の文化様式、社会制度および法体系に従い、彼（女）らが民族として継続的に存在するための基礎である、彼（女）らの先祖伝来の土地およびその民族的な自己認識を維持し、発展させ、そして、未来の世代に伝えることを決意している。」

このように、コーボの定義では、先住民自身「自己認識」が最も重視されるようになっている。これに代表されるような国際社会における先住民認識の変化を受けて、ILOは、1989年第169号条約「独立国における先住民及び種族民に関する条約」（先住民及び種族民条約）により、前文において1957年の条約の同化主義的傾向を反省し、「その生活する国の枠内において、自己自身の制度、生活様式及び経済発展を支配し、その独自性、言語及び宗教を維持し発展させようとする願望」を承認し、「世界の多くの地域において、これらの人民がその生活する国の他の人びとと同程度に基本的人権を享有できていないこと、並びに、その法、価値、慣行及び展望がしばしばむしばまれてきている」現状に留意し、さらに「人類の文化的多様性及び社会的生態的な調和、並びに国際的な協力及び理解に対し、先住民及び種族民が顕著な貢献を果たしている」ことに注目し、その適用対象者の基準を彼ら自身の「自己認識」に求めようとした。ちなみに、第1条1号(b)は、以下のとおり、書き替えられている。

(b)独立国における人民であって、征服若しくは植民地化又は現在の国境が画定されたときに、その国又は国の属する地域に居住していた住民の子孫であるために先住民とみなされているもの

また、1994年7月にはジュネーブにおいて第12回国連先住民作業部会が先住民代表もまじえて開催され、「先住民の権利に関する国際連合宣言」草案が最終的に作成され、国連人権委員会での審議を待つこととなった。

このように国際社会は、もちろんいろいろな対立や限界を内包しているものの、同化主義的な方向から共生の方向へ、あるいは多文化主義的な方向へと転換しようとしている。これに対して、日本の、特に日本政府の動向は非常に保守的で、人権分野の国際条約等の批准には消極的であり〔宮崎 1993〕、先住民条約もまたその例外ではない。

日本の場合、1986年の中曽根首相（当時）発言に象徴されるように、単一民族国家観念が根強く残っている。中曽根発言では「しかも日本は、これだけ高学歴社会になって相当インテリジェントなソサエティになってきておる。アメリカなんかよりはるかにそうです。平均点からみたら、アメリカには黒人とかプエルトリコとかメキシカンとかそういうのが相当多くて平均的にみたら非常にまだ低い」（1986年9月22日、自民党研修会）という発言が問題の発端になったが、アイヌ民族については「私は日本におきましては、日本の国籍を持っているかたがたで、いわゆる差別を受けている少数民族はないだろう、と思います。国連にもそのように報告していることは正しいと思っております。だいたい梅原猛さんの本を読みますと、例えばアイヌと日本人、大陸から渡ってきた人々は相当融合していると言う。私なんか、マユ毛は濃いし、ヒゲは濃いし、アイヌの血が相当入っているのではないかと思っている」（10月21日、衆院本会議）と言及し、アイヌ民族自身からひんしゅくを買い、強い抗議を受けた〔明神 1988〕。

そのこの日本政府の公式見解の変遷を紹介すれば、1987年には国際人権規約にもとづく第2回定期報告書において、「日本には独自の文化、言葉、宗教をもったアイヌ民族が存在する」ことを認めた。そして1991年の第3回報告書では「アイヌ民族を少数民族とみなして差し支え

ない」とした。日本政府は、「民族」として、ついで「少数民族」として承認するにはしたが、今日にいたるまでアイヌ民族を「先住民族」としては承認していない。民族自決権や土地権・資源権、環境・開発権、文化財に対する権利に問題が波及することに戦々兢兢としているのが現状なのである。

なお、北方領土問題をめぐって日本政府は日本の領有権を正当化する根拠として「北海道本島は我国の固有の領土であり、アイヌの人々は本来の日本国民である」（1992年）と説明しているが、これについても異論が提起されている〔乾・堀 1992〕。

III アイヌ民族の歴史と現状

アイヌ民族がいわゆる「和人」と接触するようになるのは中世封建国家形成期、鎌倉時代末期のことであり、そのご江戸時代には徳川幕府は松前藩を介して主として交易を通じて「蝦夷地」支配を強化したが、今日まで700年あまりしか経過していない。

しかし、1868年の明治維新を契機として近代国家形成期に入った日本政府は、「蝦夷地」を北海道と改称し（1869年）、開拓使を置き（1869年）、山林荒蕪地払下規則（1869年）により日本人移民に対する払い下げや賃貸を開始した。やがて日本人移民一人当たり10万坪の土地が払い下げられていき、一方アイヌ民族の住居地は北海道地券発行条例（1877年）により「無主地」として官有地に編入されてしまった。明治政府はこのようにその土地権を剝奪しておいて、アイヌ民族に対しては営農の奨励、入れ墨や耳輪の禁止、日本語の強制など（1871年）、同化政策を強要したのである。

その同化政策の集大成が、1899年に公布された北海道旧土人保護法である。同法第1条は、営農者には「一戸ニ付土地一万五千坪〔日本人移民に対する10万坪と比較してみよ〕以内ニ限り無償下付スルコト」を規定していたが、明治維新つまりアイヌ民族からの諸権利の剝奪から30年あまりが経過していたため、農業に適した土地はすでに少なく、実際に付与された土地は傾斜地や谷底など、開発するのも困難な土地であった。また、相続以外による譲渡の禁止、抵当権や永小作権の設定の禁止など（第2条）制限も多く、さらに15年が経過しても開墾していなければ没収されることになっていた（第3条）。その結果、第二次世界大戦後の農地改革のアイヌ農家に対する実態を無視した適用ともあいまって、今日では当時付与された土地の10数パーセントしか、アイヌ民族の手には残っていないという。また、営農奨励のかわりに、山野における狩猟権、河川における漁業権、山林における薪炭採取権など、アイヌ民族から剝奪された権利も少なくはなく、アイヌ民族は伝統的な生活様式の放棄を余儀なくされていった。それと同時に、1901年には、「旧土人児童教育規程」が發布され、ここに同化を目的とする教育が本格化するのである。

この旧土人保護法は、米国の対先住アメリカ人同化政策「一般土地割当法」（1887年、通称ドーズ法）を模倣したものであった。米国のドーズ法は、そのご1930年代のF・D・ローズヴェルト政権のニュー・ディール政策により廃棄され、部族による自治や集団的土地所有等が復活する（インディアン再組織法、1934年）が——そのご紆余曲折があつて今日まで来ていることはいうまでもないが——、日本の保護法は何度か修正されたものの、また「保護」の名にも値しないまま、今日まで存続している。そして今日では、次項で見るように、アイヌ民族自身からその廃棄と「アイヌ新法」の同時制定が要求されている。

アイヌ民族の現状を見れば、北海道民生部が実施してきた数度の「北海道ウタリ生活実態調

査」〔ウタリ問題懇話会 1988〕により北海道については比較的正確な数字を知ることができる。

人口についてみれば、北海道ではアイヌ民族の血を引く者で「自分がアイヌ民族である」と回答した家族（非アイヌ系配偶者を含む）のみを計算している。1986年現在、計2万4381人（7168世帯）にのぼる。それでも1972年の数字と比較すれば、6083人（2610世帯）の増加をみたことになる。北海道以外では、東京都で、関東ウタリ会（東京都板橋区蓮根3-12-27-412）の要請により、知人を通じた聞き取り調査が行なわれたことがあるだけであり、これによれば1988年現在、約2700人が東京都下で暮らしている、と推定されている〔東京都企画審議室 1989〕。これらにより、アイヌ民族の人口は日本全国で5万人前後と推計されている。

そして、1986年の第3回「北海道ウタリ生活実態調査」によれば、アイヌ民族は、戦後の数々の北海道ウタリ福祉対策（1974年～）にもかかわらず、いまなお厳しい生活を強いられている。例えば、15歳以上の就業状況を見れば、アイヌといえはややもすれば観光産業と結びつけてしまうが、実際は観光業従事者は1割にも満たない。現実には、漁業・水産養殖業が23.3パーセントと圧倒的に多く、次いで建設業が22.7パーセント、農業が15.5パーセントとなっている。北海道全体（一次産業9パーセント、二次産業25パーセント、三次産業66パーセント）と比較すれば、アイヌ民族には一次産業従事者が圧倒的に多い（42.3パーセント）ことがわかる。

農業は旧土人保護法で奨励された産業部門ではあるが、農業従事者の比率は1972年の38.5パーセントから15.5パーセントへと激減しており、絶対数でも減少している。また、農家当たりの農用地面積でも北海道全体の9.28ヘクタールに対し3.44ヘクタールと三分の一に近く、機械化農業が不可避の北海道では将来性に乏しい。

そして、失業や生活保護世帯（千人当たりでは北海道全体の21.9人に対し、アイヌ系では60.9人）の比率を基準にとってみても、非アイヌ系世帯との間の格差は明白である。

また、教育の面でも1985年の学校基本調査によれば、高校以上の修了者の比率が22.9パーセント、高校進学率が78.4パーセント（北海道全体では94.0パーセント）、そして大学進学率では8.1パーセント（北海道全体では27.4パーセント）とその教育格差は顕著である。

このような生活実態に加えて、アイヌ民族はいまなお不条理な民族差別に苦しんでいることが1986年の調査（「世帯調査」）からも分かっている。「あなたや家族が、ウタリとして差別された経験がありますか」という質問に対する回答者1136人のうち、「差別を受けたことがあった」とする人（23.1パーセント）と「一般的には差別があったが、自分に対してはそれほどではなかった」とする人（48.5パーセント）とを加えれば、70パーセント強の人に直接間接に差別された経験があることになる。さらにこれら差別経験者のうち85.5パーセントの人は「差別は現在でもある」と考えており、より具体的には結婚（71.0パーセント）や地域社会（71.0パーセント）、学校（50.8パーセント）や就職（41.5パーセント）において現在でも民族差別が継続している、と答えている。

IV アイヌ民族の運動

日本における中世封建国家の形成、そして近代中央集権国家の形成を通じて、北海道のアイヌ民族は果敢な抵抗を展開してきた。15世紀のコシャマイン（1457年）、江戸時代にはシャクシャイン（1669年）やクナシリ・メナシ（1789年）の諸蜂起・諸戦争が特に有名である。

大正デモクラシーが頂点を迎える1926年には旭川近郊の近文地区のアイヌ民族を中心に解平社という名の組織が結成されたりするが、その名の示すとおり、1922年に全国水平社が結成さ

れたことに鼓舞された運動であった。当時近文地区は、軍用地問題のために土地の無償給与が実行されず、土地返還運動を展開していた。

そして第二次大戦後には、アイヌ民族の運動団体として北海道アイヌ協会が1946年に再結成され（最初の結成は1930年）、1961年には北海道ウタリ協会（札幌市中央区北2条西7丁目北海道立総合センター内）と改称し、今日に到っている。

ところで、1980年代になってもアイヌ民族差別事件が頻発したが、アイヌ民族はもはや沈黙しなくなった。地元の北海道でも1980年2月に起こった札幌市の教員による差別発言を契機として札幌市教育委員会は1984年6～7月に教員を対象に広範なアンケート調査を実施するとともに、その調査結果〔アンケート検討委員会 1986〕に驚き、以後真剣に対策を講じるようになる。

1981年7月には日本交通公社が『ジャパン・タイムズ』に掲載した英文広告が差別広告であるとして告発された。ここでは「アイヌは毛深い」という客観的事実を指摘することが差別につながるのとはなぜなのかが、一貫して公社側に追求された。結局、公社側は1982年5月に謝罪広告を掲載することとなる。この交渉の経緯については、そのご現代企画室より単行本〔成田・花崎ほか 1985〕が刊行された。

1985年にはアイヌ刺繍家のチカッ美恵子が『アイヌ民族誌』（1969年刊）の著者更科源蔵（当時すでに死去）および高倉新一郎に対し、肖像権裁判を起こした。これは、原告の17歳当時のスチール写真（NHK1964年刊『ユーカラの世界』掲載）が無断で転載され、しかも「滅びゆくもの」という説明を付されたことに抗議したものであった。結局、1988年に札幌地裁において謝罪文を勝ちとり、和解に達した。この裁判は、そのごラジオ・ドラマになり、またチカッ美恵子自身によりその一部始終がのべられている〔チカッ 1991〕。

アイヌ民族の意見を最も集約的に表現しているのは、1984年5月に北海道ウタリ協会総会で採択され、1988年3月にはウタリ問題懇話会により北海道の横路知事に答申された「アイヌ民族に関する法律（案）」（アイヌ新法）であろう。同声明によれば、「民族の損失を回復するため」に、旧土人保護法を廃止すると同時に、アイヌ新法を制定する必要がある、とされた。その主たる内容は、(1)アイヌ民族に対する差別の絶滅（基本的人権の保障）、(2)国会ならびに地方議会におけるアイヌ民族代表としての議席の確保（参政権の保障）、(3)アイヌ子弟に対する総合的教育対策・アイヌ語学習の導入・教育からの民族差別の一掃・大学教育におけるアイヌ関係の講座の開設・国立研究施設の設置とアイヌ民族研究者の主体的参加・アイヌ民族文化の伝承保存の改革（教育文化権の保障）、(4)農業における適正経営面積の確保ならびに生産基盤の近代化・漁業権の付与ならびに生産基盤の近代化・林業および商工業の振興・就職機会の拡大化、(5)民族自立化基金の設置ならびにアイヌ民族による自主的経営、(6)アイヌ民族代表を加えた中央ならびに北海道アイヌ民族対策審議会の設置、からなっている。

今日の国際社会における先住民問題理解ならびに対策の水準からすれば、新法の内容は微温的なものであるが、政党レベルでは社会党の支持を得ているだけであり、たびかさなる陳情にもかかわらず、1989年12月に内閣内政審議室を中心に政府検討委員会が設置されただけで、国会レベル・政府レベルでは具体的な見るべき進展をみていない。〔ただし、1994年5月の社会・自民・さきがけ連立政権の成立（5月）、萱野茂議員の繰り上げ当選（8月）を受けて9月には自党内にも検討委員会が設置されるなど、新たな動きが認められる。〕

しかしながら、市民レベルでは、例えば学会の動向を見れば、新たな傾向も現れてきている。1989年6月には、日本民族学会の研究倫理委員会（委員長祖父江孝男）は、機関誌『民族学研究』誌上において以下のような見解を公にした。つまり、民族を規定する重要な要件は「人び

との主体的な帰属意識の存在」であることを確認し、そしてアイヌ民族文化が「あたかも滅びゆく文化であるかのように」誤解してきたこと、また従来の研究はアイヌ民族の意志や希望を反映せず、研究成果も還元してこなかったことを反省し、アイヌ民族出身の研究者の育成と彼らとの共同研究の必要、教育を通じてのアイヌ民族に対する誤解や偏見の一掃、アイヌ子弟が自らの文化や言語を学習する機会の保障、そして国際理解教育の第一歩としてのアイヌ民族理解の必要性を要望している。そして、1990年5月には日本の歴史学者の横断的な最大組織である歴史学研究会がアイヌ新法を強く支持する声明を総会において決議した。

また、上村英明が代表を務めるNGO組織「市民外交センター」（東京都三鷹市下連雀2-10-38、喜久美荘201）を中心に国際先住民年を契機として「国際先住民年」市民連絡会というグループが結成され、機関誌の発行など、活発な市民運動を展開した。この運動は「先住民の10年市民連絡会」へと受け継がれていく。

V 運動の多様化とアイヌ民族の未来に向けて

アイヌ民族の運動の現状は多様化するとともに、その裾野を拡大しつつある。

アイヌ語を教授語とする保育所の開設が認可されなかったために二風谷の萱野茂が1983年から独力で開始したアイヌ子弟向けのアイヌ語塾は、1987年以降北海道ウタリ協会の公式事業のひとつ「二風谷アイヌ語教室」（北海道沙流郡平取町二風谷、二風谷子ども図書館）となり、そのご着実に塾の数を増やし、今日では10数ヵ所（二風谷・旭川・釧路・浦河・札幌・白老・千歳・阿寒・静内・鶴川・帯広）で開設されており、第二言語としてアイヌ語を学習する児童や成人が増加している。それとともにアイヌ語弁論大会やアイヌ語劇の開催、新しいアイヌ語教科書〔北海道ウタリ協会 1994、萱野 1987b〕や二言語併記による出版事業〔萱野 1988、知里・横山 1993〕も盛んになってきている。

そのほか、アイヌ刺繍にしても、伝統的な衣裳の分野にとどまらず、テーブルクロスやネックチーフ等に施されたり、斬新なデザインのものも現われている。アイヌ舞踊でも各地に伝承保存を兼ねた自主研究グループ（札幌ウポポ保存会、鶴川アイヌ無形文化伝承保存会、新冠民族文化保存会、春採アイヌ古式舞踊釧路リムセ保存会、白老民族芸能保存会、静内民族文化保存会、平取アイヌ文化保存会、帯広カムイトウウポポ保存会、様似民族文化保存会、三石民族文化伝承保存会、白糠町アイヌ文化保存会、門別ウタリ文化保存会、千歳アイヌ文化伝承保存会、浦河ウタリ文化保存会、阿寒アイヌ文化保存会）が結成され、定期的に民族文化祭が開催されるようになった。また、さまざまな宗教儀礼も復活しつつある。例えば、札幌市を流れる豊平川では新しいサケを迎える儀式「アシリチェブノミ」が1982年に復活した。そのほか、二風谷ではアイヌの伝統的な舟を復元し、1991年8月「チブサンケ」という舟おろしの祭りが挙行されたし、また1992年2月急逝した貝澤正は故人の希望によりアイヌの伝統的な方法「アイヌブリ」により見送られた。

いわば、「伝統の再創造」（太田好信の用語では再想像）がアイヌ民族の間でも活発になりつつあり、それとともに民族としてのアイデンティティも強化されてきている。

政治参加の面では、萱野茂が数年前の参議院選挙の比例選挙区で社会党候補（順位第11位）として立候補した。社会党の衰勢のために、惜しくも落選したが、新しい動きを代表するものでもある。〔なお、1994年8月萱野は繰り上げ当選になった。〕

また、自然との共生という、世界の先住民に共通する価値の観点から、環境保護運動や核運動と共通の利害を見出だすとともに、具体的には萱野茂や貝澤正（死去後は子息の貝澤耕

一が継承)らは二風谷ダムの建設に反対し、所有地の強制収容に抵抗し、現在裁判所で係争中である。

国内的には市民運動や部落解放運動、そして沖縄の民族運動と連帯するとともに、国際的にもその活動を拡大しつつある。例えば、1989年8月には萱野茂を委員長として「世界先住民族会議」を北海道(札幌・平取・釧路)で開催した。また、1992年5月リオデジャネイロで開催された「領土・環境・開発に関する先住民族会議」には代表を送っているし、1992年12月のニューヨークにおける国連の「世界先住民年」開幕式典ではウタリ協会の野村義一が民族衣裳に正装し、講演を行なった。そして、北方諸民族との交流も定期化し、日常化しようとしている。

このようなアイヌ民族運動の多様化と日常化に対していかに応えていくのが、筆者を含む非アイヌ系日本人に今こそ問われている。

【付 記】

本稿は、1993年12月16日の同和教育の授業ノートを基礎にしている。また、1989年度奈良大学特別研究費「日本の少数民族問題と教育」による研究成果の一端でもある。

【資料1】 1989年度奈良大学特別研究費報告書「日本の少数民族問題と教育——アイヌを中心に——」(1990年5月30日付け、青木芳夫)

(1) 教授語としての母語の使用

アイヌ語を母語とする人々は、明治以来の歴代日本政府の同化主義的な国民統合政策の結果、極端なまでに減少している。アイヌ系の子弟とはいっても、現在では母語はまず日本語である。したがって、彼らもまた、アイヌ語を第二言語として学ぶことになる。しかし、第二言語として学ぶにしても、その機会が公式に保障されているわけではない。義務教育課程では言うまでもないが、また数年前、アイヌ語使用の保育所を開所する試みが、補助金不支給の脅威の前に挫折したことは、全国紙でも報じられたことがある。ケチュア語にせよアイマラ語にせよ、母語を教授語として使用することが当然の前提となっているアンデス地方の二重言語教育実験の事例とは、この点で決定的に違っている。

したがって、早稲田大学や千葉大学など一部の大学でアイヌ語講座が開設されていることを除けば、アイヌ語教育はまったく民間有志の努力に依存していることになる。北海道でも、アイヌ語教室は、ウタリ協会の支部を中心に4ヵ所でのみ開かれている。

報告者(青木芳夫)は9月21日夜、二風谷で、北海道でも運動が最も盛んな成人向けのアイヌ語教室(月1回)を1時間だけだが見学・参加することができた。講師は萱野茂さんであった。この教室は1987年夏から始められたもので、初年度の講義録がすでに活字化されている。子供向けのアイヌ語教室はそれより早く、1983年から始められていた。このときの経験からいえることは、アイヌ語教室をとおして、じつはアイヌ系の人々の伝統文化、自然観を伝えようとしておられるのではないかと、ということである。そして、この点では、アンデス地方の実験教育の精神とまったく同じである。

(2) 小学校の副読本にみられる地方差

初等教育課程の公式教育においてアイヌ系社会のことを学ぶ機会は、北海道においても3年ないし4年生用の社会科副読本程度であろう。報告者自身、まだ実見できた副読本は教種に限定されるが、そこで最も強調されている点は、とくに札幌市のような大都市の副読本(『わたしたちの札幌』)では、過去を説明するところでアイヌ系の伝統的な家屋(チセ)や狩猟の絵

にしても、かならず「むかしの」家屋であり絵である、という但し書きが付けられていることである。このような但し書きを付けなければならないほどに、アイヌ系社会に対する偏見、無理解が強いということであろうし、またおそらくはアイヌ系の人々からの抗議によりこのように書き加えられたのであろう。またしかし、現在では各地でチセが復元されているが、そのような場所での体験学習の際、チセは寒かったんだよ、と指摘し、現在のプレハブ住宅等の快適さと比較するだけでは不十分であろう。当時の非アイヌ系の開拓民の掘って立て小屋と比較すれば、チセの合理性をよりよく理解することができる。

札幌市のアイヌ民族教育への取り組みは、けっして遅れているほうではない。しかし、副読本におけるその言及は数ページにすぎない。これに対して、アイヌ系人口が集中しており、自治体運動も伝統的に活発な二風谷の帰属する平取町の副読本では、ここでは詳しくはのべないが、量的にも質的にも相当の違いが見られる。

(3) 今後の課題

北海道でさえ、このような地方差が見られるのだから、他地方の状況は容易に想像することができよう。しかし、アイヌ民族教育の場合、もちろん、当のアイヌ系自身の子弟に対する教育をどうするか、という問題も重要であるが、それ以上に緊急を要するのは、北海道に限らず、全国の非アイヌ系の子弟がどうすればアイヌ系の過去・現在における等身大の姿を学ぶことができるのか、ということであろう。このような学習過程を経ることにより、人々は、アイヌ民族に対していたずらにパターナリスティックな感情を抱くこともなく、彼らが置かれてきた立場がいかに不合理なものであるかを理解するとともに共感するようになるであろう。このような考え方は、少数民族教育全般について当てはまることであり、もちろんペルー・アンデス地方の実験教育でも同じである。しかし、これまで同化一辺倒であり、単一民族指向が強烈だった日本にとってこそ、今必要とされる考え方ではないだろうか。

【資料2】 1990年6月11日奈良大学歴史・アンケート調査の結果と分析

筆者は教養課程の「歴史」において数年来「近代世界の諸問題」と題して、身近な問題を通して授業を行なっているが、その最後の章が「差別」の問題である。主として米国を例にとっているが、日本における差別に触れることもある。このアンケートにより、奈良大学学生（1年次中心）のアイヌ認識の実態を明らかにしようとした。協力してくださった大学生は82名にのぼった。また、1993年度には同和教育と歴史の授業中に同一のアンケートを実施したが、それらの結果と分析はまだ終わっていない。

なお、アンケートの形式は直接的には竹ヶ原幸朗が1987年に札幌市内の小学校で5年生を対象に実施したアンケート〔竹ヶ原 1988〕に、もともとは小沢有作・竹ヶ原幸朗「青少年のアイヌ観」（『人文学報』東京都立大学人文学部、1980年）の設問形式にほぼ準拠している。札幌市の小学生の事例と比較しながら、奈良大学生の事例を分析することしよう。

1. あなたは「アイヌ」という言葉を聞いたことがありますか？

[A] イ はい 82 (100%) ロ いいえ 0 (0%)

[B] [A] ではないと答えた人は、何から（誰から）知り（聞き）ましたか？

「人」	14 (8%)	「マスコミ」	80 (46%)
イ 親・兄弟・知人	14	ニ 週刊誌	2
「教育」	78 (44%)	ヘ その他の本	26
ロ 教師	33	ト 新聞	14
ハ 教科書	38	チ ラジオ	2
ホ 学習参考書	7	リ テレビ	36
		「その他」	3 (2%)
		ヌ その他	3

〈分析〉

全員が「アイヌ」という言葉を知っている。問題は、竹ヶ原も指摘しているように、その内容と質である。

「アイヌ」という言葉を知った媒体を見れば、札幌市の小学生の事例では「教育」に関する媒体が70パーセントを占めている。特に3・4年生用の副読本（『わたしたちの札幌』）の影響が強い、と考えられる。他方、奈良大学生になると、「教育」と「マスコミ」の重要性がほぼ拮抗している。「マスコミ」のなかでもテレビの比率（全体の21パーセント）が大きいことが分かる。

2. あなたは「アイヌ」という言葉から何を思い浮かべますか？

回答なし	2	民謡／道産子ラーメン／生活の厳しさ／開拓／
北海道	40	人権問題／狩猟や農耕／寒いところに住んで
（北海道の）原住民	10	いる／独特の伝統芸／白い肌／いれずみ／明
民族衣装・刺繍	7	治時代／北方民族／野生でたくましい／人間／
木彫り・人形	7	日本の先住民で、南から来た大和民族に追い
アイヌ語・独特の言葉	6	立てられ、北海道に追い込まれた人々／ピリ
アイヌ人	6	カピリカの歌／インディオ／カムイ／単一民
鮭	5	族国家／中曽根発言／コシャマインの反乱／
コロボツクル	4	オホーツク／寒い国の人／化粧／漁労採集民／
民族問題	4	神話／和人とは別の日本民族／熊祭り／ユー
差別	4	カラ／熊笹の野原／あたたかい感じ／北の国／
少数民族・異民族	3	人数が少ない（以上 各1）
えぞ・えみし	3	
独特の地名	2	
民話	2	
狩猟民族	2	
毛深い	2	

〈分析〉

この設問は「アイヌ」に関するイメージを知るためのものである。札幌市の小学生の場合、看過できない差別イメージの回答が数件あった。また、日本人とは異質な生活や文化というイメージも認められた。ただ、「わからない」や「回答なし」が45人、3人に1人にものぼっており、どう解釈すべきか、筆者としては迷うところである。

奈良大学生の場合、差別イメージの回答はほとんどないが、「北海道」という回答が過半を

占めているのが特徴である。奈良大学生は近畿だけでなく全国各地からやってきているが、北海道出身者は非常に少数である。ただし、アイヌ問題を北海道という特定の地域に限定された問題と意識しているのであれば、問題である。

3. あなたはアイヌの人・歴史・文化などについて何を知っていますか？

回答なし・よくわからない	28 (34%)
アイヌ語・独特の言葉・金田一京助	15
狩猟漁労採集生活	8
差別	6
毛深い	6
木彫り・彫刻	5
コロボックル	3
シャクシャイン、コシャマイソ	3
北海道開拓時代に日本人が追い詰めた	2
大和民族が来る前の原住民で、追い出された	2
昔から北海道に住んでいた人	2
少数民族	2
いれずみ	2
刺繍・織物	2
独特の地名	2

物語／自然崇拜／江戸時代松前藩との争乱／日本人とは違った文化／日本人に侵略された／近代化のかげで迫害された／開拓使が派遣されたときに統一された／内地人に土地を盗られた／江戸時代より利用された／江戸時代に屯田兵制で日本人が北海道へ渡って、アイヌ人が虐待された／文字がなかった／白老町などに住んでいる／和人による侵略の歴史／今開発のために住みにくいところに追いやられている／独特な船を使った漁／屯田兵が北海道を開拓する前からその地に住んでいた／たくさんの神様／今ではすっかり少なくなってしまった人々／江戸時代に開拓のために強制労働させられた／江戸時代の差別／江戸時代の物々交換／過去に日本人に迫害を受けた／江戸幕府による不正貿易／滅びかけている／観光業／子供に言葉や習慣を教えている／サバイバル／蝦夷と呼ばれていた／野蛮な人間と見られていた／ロシアから渡ってきた？／蝦夷征伐／祭り／ユーカラ／神話／神様からの授かり物（以上 各1）

<分 析>

札幌市の小学生の場合、アイヌ・イメージを裏付ける具体的な知識はないようだ、というのが竹ヶ原の分析である。3人に2人は「回答なし」か「分からない」である。その内容をとってみても「民族衣装」「家」「クマ送り」が主で、日本人とは異質な生活・文化が中心である。また、昔の姿と今日の姿とを混同したような回答もある（「ゆみ矢」「クマを殺して自分たちの服をつくった」「シカなどをとってくらしている」等）。全体的に小学生の知識は体系的でなく、断片的である。

これに対して奈良大学生の場合、やはり3人に1人が「回答なし」か「分からない」と答えている。単一項目では「アイヌ語」という回答が多いが、これは筆者が前期授業で「言語と人間」という章でアイヌ語にも言及したためかもしれない。全体的には日本史関係の回答が多い。逆に現代のアイヌ文化等についての回答は非常に少なく、また「毛深い」という回答が6件あり、これは問題を含んでいる。また、アイヌ人が「される」「られる」という受身形で書かれているのは客体視している証拠であり、「主体としてのアイヌ人」という捉え方が大学生には希薄のようである。

4. あなたはアイヌ人に会ったことがありますか？

[A] イ はい 7 (9%) ロ いいえ 74 (90%)
 回答なし 1 (1%)

[B] [A] ではいと答えた人は、どんなことからアイヌだと分かりましたか？

- 外見で、またその人が自分でアイヌと言ったから
- おみやげを売っているところで、アイヌ独特の服装をしていて、それから何となく雰囲気の違いの人がいた
- 修学旅行で、顔の彫りの深い感じで
- アイヌの博物館で館長さんからユーカラを教えてもらった
- アイヌ人だとわかった状態で話を聞いた
- 回答なし
- 修学旅行でアイヌ人の村へ行き、話を聞いた

〈分 析〉

竹ヶ原によれば、現在では日本人との混血や混住が進んでいるから、「分からない」という回答が正直なところであるという。札幌市の小学生では11パーセントが「はい」、58パーセントが「いいえ」、31パーセントが「分からない」と回答した。奈良大学生の場合、7パーセントのみが「はい」と回答しているから、両者の間には意味のある差異は認められない。

しかし[B]において小学生は民族衣装や身体的特徴をその理由にあげており、アイヌ人に関する一種のステレオタイプ、イメージで判断しているようである。これに対して奈良大学生の場合、2番目や3番目の回答のように固定観念でもって判断している例もあるが、それ以外には相手の自己意識を尊重しながら考えるという姿勢が認められる。これはまた、アイヌ人の側の自己認識の変化を反映している、といえなくもない。

5. あなたは学校でアイヌの人・歴史・文化などについて学んだことがありますか？

[A] イ はい 38 (46%) ロ いいえ 43 (53%)
 回答なし 1 (1%)

[B] [A] ではいと答えた人は、それはいつ学びましたか？

イ 小学校 10 ロ 中学校 23 ハ 高校 16 ニ 大学 0

[予備校 1]

[C] 中学校…地理 (4)、歴史 (13)、公民 (3)、同和教育 (1)

高 校…日本史 (10)、世界史 (2)、政経社 (3)、地理 (1)、

ホームルーム (1)、現代文 (1)、修学旅行 (1)

[D] [A] ではいと答えた人は、その内容を書いてください。

回答なし・よくわからない・忘れた	13 (34%)	開拓時代に日本人がアイヌ人を追い詰めた	1
差別・人権に関連して	8	北海道は前はアイヌ人のもので、狩りをしながら生活し、日本語も話していなかった	1
江戸時代の不当な貿易	1		
明治期の同化政策	1		
沖縄との類似性	1	アイヌ人は現在減少している	1
元々狩りで生活していた民族で、北海道		物語	1

ジャクシャイン、コシャマイン	1	ヌ人の文化が消えていった	1
国語の教科書で、アイヌ人と知られない ために日本語を使っていたアイヌ人の 小説	1	アイヌ人の現在のこと、純粋のアイヌ人は 数が少ないこと、アイヌ語や文化が絶え ようとしていること	1
和人による侵略・差別、和人との融合に よって伝統がなくなりつつある	1	アイヌ語	1
今、開発のために住みにくい所に追いや られている	1	北海道の先住民族、和人とは違った文化、 江戸時代の交流、明治以降混血が進み、 純粋なアイヌ人は非常に少なくなってい る	1
独特の地名	1	旅行会社が「毛深いアイヌ」という広告表 現により問題となったこと	1
カムイは神を意味するか	1	ある日本人とアイヌ人の交流	1
間宮海峡	1	修学旅行での体験学習*	1
松前藩	1		
昔、日本人がアイヌ人を支配して、アイ			

*アイヌの人々の生活と、それに入りこんでいった日本人の文化や生活について。現在のアイヌ人の気持ちや生活の難しさ、二面性について。現在生粋のアイヌ人はほとんどいなくて、日本人とのハーフが多いが、日本人と同じように学校へ通う子供たちは「いじめ」の対象になることも多々ある。アイヌの人々は観光用の見せ物のように、自分たちの民族の文化や歴史をさらけだすことに抵抗をもっているが、仕方がない状況に追いやられている。国会での「日本は単一民族国家である」という発言に対する反響は大で、彼らが一つの民族としての誇りやまとまりを持とうとしていることがわかる。(略)

〈分 析〉

札幌市では3・4年生までにアイヌ問題に関する学習が組み込まれているが、小学生の13パーセントは「いいえ」と回答しており、学ぶ側の問題意識の欠落を象徴している。その内容についても「分からない」「回答なし」が半数弱を占めている。また、具体的には「暮らしのしかた」「食物」「言葉」「服装」「すまい」など、社会科副読本『わたしたちの札幌』の記述どおりの回答となっている。ただし、竹ヶ原によれば、現代のアイヌの生活や文化が描かれておらず、また札幌市の明治前史のページに配列されているため、アイヌを後れた存在と思わせかねないようになっているという。

奈良大学生の場合、半数以上が「いいえ」と回答している。「はい」と回答した学生のなかでは「中学校」が一番多く、ついで「高校」の順となっている。科目では中学校の「歴史」、高校の「日本史」の授業というのが大半を占めるが、なかには同和教育、ホームルーム、修学旅行（体験学習）という回答もある。

内容的には、近世・近代（明治期）に関する回答がもっとも具体性を帯びている。これは受験のために暗記したからと推測できる。実は、「差別・人権に関連して」等の回答が、筆者の予想以上にあった。ただし、問題意識のある学生の場合でも、「減少している」、「伝統がなくなりつつある」、「絶えようとしている」という理解にとどまっているのは、今後の課題として残されている。もちろん、これは教える側のアイヌ認識の不足の問題でもある。教養課程の歴史を担当してきた筆者としては、自戒の念をこめて指摘しておきたい。

また、*印の体験学習をした学生の回答を転載しておいたが、これは、学ぶ側の問題意識と合致した場合、アイヌ問題学習でも「体験学習」が非常に有効であることを証明していよう。

【参考文献】

アイヌ年誌刊行会

1989 『アイヌ年誌 1988年版』札幌、アイヌ年誌刊行会

アイヌ年誌編集委員会

1994 『アイヌ年誌 1992年版』札幌、アイヌ無形文化伝承保存会

アイヌ民族生活文化館運営委員会編

1988 『アイヌ ヤイコシラ、スィ』札幌、アイヌ民族生活文化館運営委員会

アイヌ民族博物館

1987 『アイヌ文化の基礎知識』白老、白老民族文化伝承保存財団〔草風館版、1993〕

朝日新聞アイヌ民族取材班

1993 『コタンに生きる』東京、岩波書店同時代ライブラリー

アンケート検討委員会編

1986 『アイヌの歴史・文化等に関する資料2 札幌市立学校教員(幼・小・中・高)のアイヌに関するアンケート～集計結果とその分析～』札幌市教育委員会

乾潤一・堀まこと編

1992 『アイヌ・モシリ——アイヌ民族から見た「北方領土返還」交渉——』札幌、「アイヌ・モシリの自治区を取り戻す会」

上村英明

1992 a 『先住民族——「コロンブス」と闘う人びとの歴史と現在——』大阪、解放出版社

1992 b 『世界と日本の先住民族』東京、岩波ブックレット

1993 a 『知っていますか？アイヌ民族一問一答』大阪、解放出版社

1993 b 『あえて先住民族の「定義」を論じる——アイヌ民族の「先住民族」としての権利回復のために——』『部落解放研究』第95号

ウタリ問題懇話会編

1988 『アイヌ民族に関する新法問題について＝資料編＝』札幌、ウタリ問題懇話会

大阪人権歴史資料館編

1993 『近代日本とアイヌ民族』大阪、大阪人権歴史資料館

太田好信

1993 『オリエンタリズム批判と文化人の文化人類学』『国立民族学博物館研究報告』第18巻第3号

小川正人

1991 『『アイヌ学校』の設置と『北海道旧土人保護法』『旧土人児童教育規程』の成立』『北海道大学教育学部紀要』第55号

貝澤 正

1993 『アイヌわが人生』東京、岩波書店

萱野 茂

1987 a 『アイヌの里 二風谷に生きて』札幌、北海道新聞社

1987 b 『アイヌ会話——初級編』(ビデオ教材つき)阿寒、カムイドラノ協会

1988 『カムイユカラと昔話』東京、小学館

1989 『やさしいアイヌ語(1)』平取、二風谷アイヌ語教室

1990 『やさしいアイヌ語(2)』平取、二風谷アイヌ語教室

関東ウタリ会

- 1993 『関東ウタリ会シンポジウム アイヌ民族と教科書』東京、関東ウタリ会
現代企画室編集部編
- 1988 『アイヌ肖像権裁判・全記録』東京、現代企画室
国立国会図書館調査立法考査局
- 1993 『外国の立法』第32巻第2・3合併号（特集 先住民）東京、国立国会図書館
札幌学院大学人文学会編
- 1993 『北海道とアメリカ』札幌学院大学生生活協同組合
竹ヶ原幸朗
- 1983 「近代日本のアイヌ教育」高倉新一郎監修『北海道の研究』第6巻、大阪、清文堂
- 1988 「教科書の中のアイヌ」札幌市教育委員会編『アイヌの歴史・文化等に関する資料3 学校教育
とアイヌ理解——今問われるアイヌ理解とは——』札幌、札幌市教育委員会
- チカッパ美恵子
- 1991 『風のめぐみ——アイヌ民族の文化と人権——』東京、御茶の水書房
- 知里むつみ修訳、横山孝雄絵
- 1993 『銀のしずく降る降る——知里幸恵「アイヌ神謡集」より——』東京、星の環会
東京都企画審議室
- 1989 『東京在住ウタリ実態調査報告書』東京都企画審議室
- 成田得平・花崎卓平ほか編
- 1985 『近代化の中のアイヌ差別の構造』東京、明石書店
- 野村義一・山川力・手島武雄
- 1993 『日本の先住民アイヌ』大阪、部落解放研究所
ピープルズ・プラン・21世紀、北海道
- 1989 「『ピープルズ・プラン・21世紀、北海道』世界先住民民族会議記録集」札幌
別冊宝島編集部
- 1993 『別冊宝島EX アイヌの本』東京、宝島社
- 細川弘明
- 1993 「第四世界は地域を越える」中嶋嶺雄・清水透編『転換期としての現代世界——地域から何が
見えるか——』東京、国際書院
- 北海道ウタリ協会
- 1994 『アコ。イタ。——AKOR ITAK——』札幌、北海道ウタリ協会
- 北海道新聞社会部編
- 1991 『銀のしずく——アイヌ民族は、いま』札幌、北海道新聞社
- ジョン・C・マーハ
- 1994 「『死語』という神話——アイヌ語のルネサンス——」マーハ、本名信行共編『新しい日本観・
世界観に向かって——日本における言語と文化の多様性——』東京、国際書院
- 明神 勳
- 1988 「アイヌ差別と教育の課題——講義資料——」北海道教育学会編『少数民族と教育・文化の課題』
釧路、北海道教育学会
- 宮崎繁樹ほか
- 1993 『現代日本の人権状況——未批准国際条約から考える——』東京、大村書店
- リゴベルタ・メンチュ、農民統一委員会
- 1994 『大地の叫び——グアテマラ先住民の闘争——』東京、青木書店

拙稿〔青木芳夫〕

1987 「ペルーの二重言語教育の二類型」『奈良史学』第5号

Summary

The author, whose speciality is Latin American history, has been interested in ethnic conflicts and bilingualism. To compare Latin American case with Japanese one, he is studying about the Ainu ethnic group. This article is based with his lecture for anti-discrimination classroom at Nara University.